

藤岡市空家等の適正管理に関する条例の改正（案）について

1 条例の現状と課題

(1) 条例の現状

藤岡市空家等の適正管理に関する条例は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を守ることを目的として平成29年3月3日に施行されました。

本条例では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）に規定される協議会（藤岡市空家等対策協議会）において、法で定めるもののほか次の事項について協議するものと定め、運用を行ってきました。

- 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- その他市長が必要と認める事項に関すること。

令和4年度末までにおける協議会の実績及び主な協議内容は次のとおりです。

- 平成29年度 2回
 - 第1回
 - ・ 藤岡市空家等対策協議会運営要領（案）について
 - ・ 藤岡市空家等対策計画の内容（案）について
 - 第2回
 - ・ 藤岡市空家等対策計画の内容（案）について
- 平成30年度 1回
 - ・ 特定空家等判定方法マニュアル（案）について
 - ・ 「特定空家」の認定について
- 令和元年度 1回
 - ・ 空家対策の計画について（報告）
 - ・ 特定空家の措置について（報告）

(2) 条例の課題

条例の施行により、特定空家等の認定が可能となり、また応急措置の基準の明確化による適切な対応が可能となりました。これらにより未然に倒壊等防止が促進されましたが、一方で未だ安全等措置が講じられていない状況も確認できます。更に空家等は年々増加

しており、苦情等の件数も増加しております。また、空家等の劣化の進行も見受けられます。

今後管理が適切に行われていない空家等が増加することから、適時的確に指導等を実施するためには、特定空家等の迅速な認定が必要となっています。また、所有者自身による自主的な安全措置等の実施が促進されるような規定の創設が必要となっています。

2 条例改正（案）の考え方

特定空家等に認定は、協議会において行うこととしておりましたが、改正後においては、庁内関係課で組織される藤岡市空家等対策会議に諮った上で市長が認定することにより事務の迅速化を図ります。

また、所有者等の自主的な安全措置への誘導を促進するための規定を追加します。現行の条例は、氏名・住所を公表する規定は設けておりません。空家の撤去等は、あくまで所有者等の責任のもと実施されるべきものですが、所有者意識が希薄で放置されている事例が相当数あります。そこで、特定空家等については、命令時に正当な理由がある場合以外は、氏名・住所を公表することができる規定を設け、自主的な安全措置等の促進を図ります。なお、氏名・住所を公表することに関しては慎重を要することから、あらかじめ広く意見を聴くため協議会で協議することとします。

3 条例改正（案）の概要

条例改正（案）の概要はつぎのとおりです。

また、特定空家等対策の流れを別図1に示します。

○ 特定空家等の命令時の氏名、住所の公表

市長が行った命令に、特定空家等の所有者等が措置を講じないことについて正当な理由がある認められるときを除いては、市長は氏名・住所を公表することができる旨を規定します。

○ 協議会における協議事項

- ・氏名等の公表に関すること。
- ・法第14条に規定する命令、行政代執行又は略式代執行の措置に関すること。
- ・その他市長が必要と認める事項に関すること。

4 条例改正により期待される効果

- ・氏名・住所の公表を避け、自主的措置の実施が期待できる。
- ・特定空家等の認定及びそれに対する措置の機動性が高まる。

5 施行期日

特定空家等対策の流れ

